公園のルールとマナーを守りましょう！

公園はさまざまな方が利用する憩いの場です。みなさんが気持ちよく利用できるよう、お互いにルールとマナーを守りましょう。

・ほかの利用者や近所の住民の迷惑になることはやめましょう。（大声・騒音等）
・火の使用（花火等）は禁止です。
・公園の施設を壊したり、汚したりしないでください。
・公園は譲り合って使いましょう。
・ごみは各自で持ち帰りましょう。
・犬にはリードを装着し、フンは必ず持ち帰りましょう。
・植物を大切にしましょう。
・公園内に勝手に植物を植えたり、物を作ったりしてはいけません。

●保護者の皆様へ

子どもにとって公園は、遊具などを使った外遊びを通じて体力や気力、知力が鍛えられる場となります。しかしながら、遊具は総じて一定のリスクを伴うものであり、使い方を誤ると大きなけがにつながる可能性があります。そのため、小さなお子様から目を離さないでください。なお、夏季は遊具が熱くなり、やけどの危険がありますので、ご注意ください。

また、子どもだけで公園へ遊びに行く場合は、事前に公園でのルールとマナーを話し合ってください。

●ボール遊びについて

ボール遊びは周囲に十分注意し、ほかに人がいる場合はご遠慮ください。一部の公園ではボール遊びは禁止となっています。また、スパイク使用禁止など、公園ごとにあるルールをよく確認してからご利用ください。

すべての方が気持ち良く公園を利用できるよう、ご理解とご協力をお願いします。

問 都市計画課㊍2422

ペットの飼い主としてのマナーを守りましょう！

●犬をリードでつなぎましょう

埼玉県の条例により、原則として犬を放すことは禁止されています。よくしつけられた犬や小さな犬であっても、周囲の人の急な行動や大きな音などで攻撃的な行動をとったりする場合があります。また、公共の場には「犬が苦手」「犬が怖い」と思う方もいます。犬のとっさの行動に対応できるよう、リードをしっかりつなぎ、短めに持ってお散歩することが大切です。

●ペットを捨てるなどの行為は犯罪です

犬や猫などの愛護動物を殺傷した者は5年以下の懲役または500万円以下の罰金、遺棄・虐待した者は1年以下の懲役または100万円以下の罰金が科せられます。飼い主は、責任を十分に自覚し、最後まで愛情を持って、ペットがその命を終えるまで飼い続けましょう。

※愛護動物とは、牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえばと、あひるのほか、人が占有する哺乳類、鳥類、爬虫類をいいます。

問 環境対策課㊍2252

はかりの定期検査

計量法に基づき、商品の取引および証明に使用するはかりの検査を2年に1回実施しています。

商品の重さを明示するために使用するはかりや、体重測定等に使用する体重計などをお持ちの方は、7月14日㈬までにご連絡ください。

対 農業・商工業等全事業種

問 元気まちづくり課㊍2234

～あなたのまなざしで再出発を見守る社会へ～ 7月は「社会を明るくする運動強調月間」です

テレビや新聞では、毎日のように事件（犯罪）のニュースが報道されています。安全で安心な暮らしはすべての人の望みです。犯罪や非行をなくすためにはどうすればよいのでしょうか。取締りを強化して、罪を犯した人を処罰することも必要なことですが立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをすることもまた、とても大切なことです。

立ち直りを支える家庭や地域をつくるためには、保護司やBBSなど一部のボランティアの方々だけでなく、地域のすべての方がそれぞれの立場で関わっていく必要があります。「社会を明るくする運

広告

動」は、犯罪や非行のない地域をつくるために一人ひとりが考え、参加するきっかけをつくることを目指しています。この機会に、「更生保護」について考えてみましょう。

問 人権推進課㊐２２４１

男女共同参画社会に関する町民アンケート調査にご協力ください

町では、互いに尊重し合い心豊かな男女共同参画社会を目指し、啓発や支援を進めています。

第３次伊奈町男女共同参画プランの策定にあたり、ご意見をお伺いするために町民アンケート調査を実施しています。町内在住で18歳以上の方1，０００人を無作為抽出し、調査票を郵送しています。調査票がお手元に届いた方は、ご記入・返送をお願いします。

問 人権推進課㊐２２４１

サマージャンボ等宝くじの発売

今年のサマージャンボ宝くじは1等・前後賞合わせて7億円、同時発売のサマージャンボミニは1等3千万円。

この宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

発売期間▼7月13日㈫～8月13日㈮
抽せん日▼8月25日㈬
支払開始日▼8月30日㈪

問 （公財）埼玉県市町村振興協会☎８２２－５００４

建築物のアスベスト対策に関する補助制度

埼玉県では、民間建築物のアスベスト対策として、アスベスト含有のおそれのある吹付け材の含有調査および吹付けアスベストの除去等工事に対する費用の補助をしています。

問 埼玉県建築安全課☎８３０－５５２５

事前に防災情報を取得できる方法を知っておこう!

問 生活安全課㊐２２８４

災害時の情報伝達として

防災行政無線や**広報車**で情報を周知するとともに、**町登録制緊急情報メール**および**町ホームページ**などでも併せて情報を掲載します。テレビやラジオなどの最新情報と併せて確認し、慌てず、落ち着いて行動しましょう。

○自動電話応答システム

防災行政無線から放送した内容を聞き逃したときや、内容を再度確認したい場合に電話で確認できます。

専用電話番号　☎７２１－１９８０　※通話料金は有料

○登録制緊急情報メール

携帯電話やパソコン等にメール配信します。

〈登録方法〉

①下記の登録用アドレスまたはＱＲコードから空メールを送信。
✉ina.anzen@mpme.jp

②届いた返信メールに記載された登録用ＵＲＬにアクセスし、必要事項を入力。

※迷惑メール対策などで、受信拒否設定をしている場合は「@mpme.jp」と「@town.saitama-ina.lg.jp」を登録し、受信できるようにしてください。

③登録が完了した旨のメールが届いたら、登録完了！

町の防災情報

○伊奈町防災マップ

このマップは、「洪水ハザードマップ」、「地震における揺れやすさマップ」、「地震における地域の危険度マップ」から構成されています。

ご確認を!

開催します

パソコン寺子屋

ワード・エクセル・電子メールに関することなど、パソコンの疑問や相談を受け付けます。

※マスク着用。体調不良の場合は参加をご遠慮ください。
※インターネット回線が利用できます。

内 ①ポストカード（暑中見舞い）・カード②図形描画・Ｅｘｃｅｌデータコピーと移動
日 ①７月18日㈰・②８月１日㈰13時30分～16時30分
場 ゆめくる２階視聴覚室
対 町内在住・在勤の成人
定 ８名（先着順）
持 パソコン（ワード・エクセルがインストールされているもの）、筆記用具
主催 パソコン寺子屋運営委員会
申・問 ①は７月14日㈬、②は７月28日㈬までに、電話で生涯学習課㊐２５４２へ（７月６日㈫～受付）

広　告

TOEI CORPORATION
株式会社東栄
〒362-0803 北足立郡伊奈町大字大針 320 番地
TEL 721-5921　FAX 722-9424

外構工事・墓石工事
職人さん募集中！
有限会社 東成（とうせい）
TEL 048－722－3020 FAX 048－722－7621
伊奈町大字小室５５０６－２（いな穂街道沿い）